

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

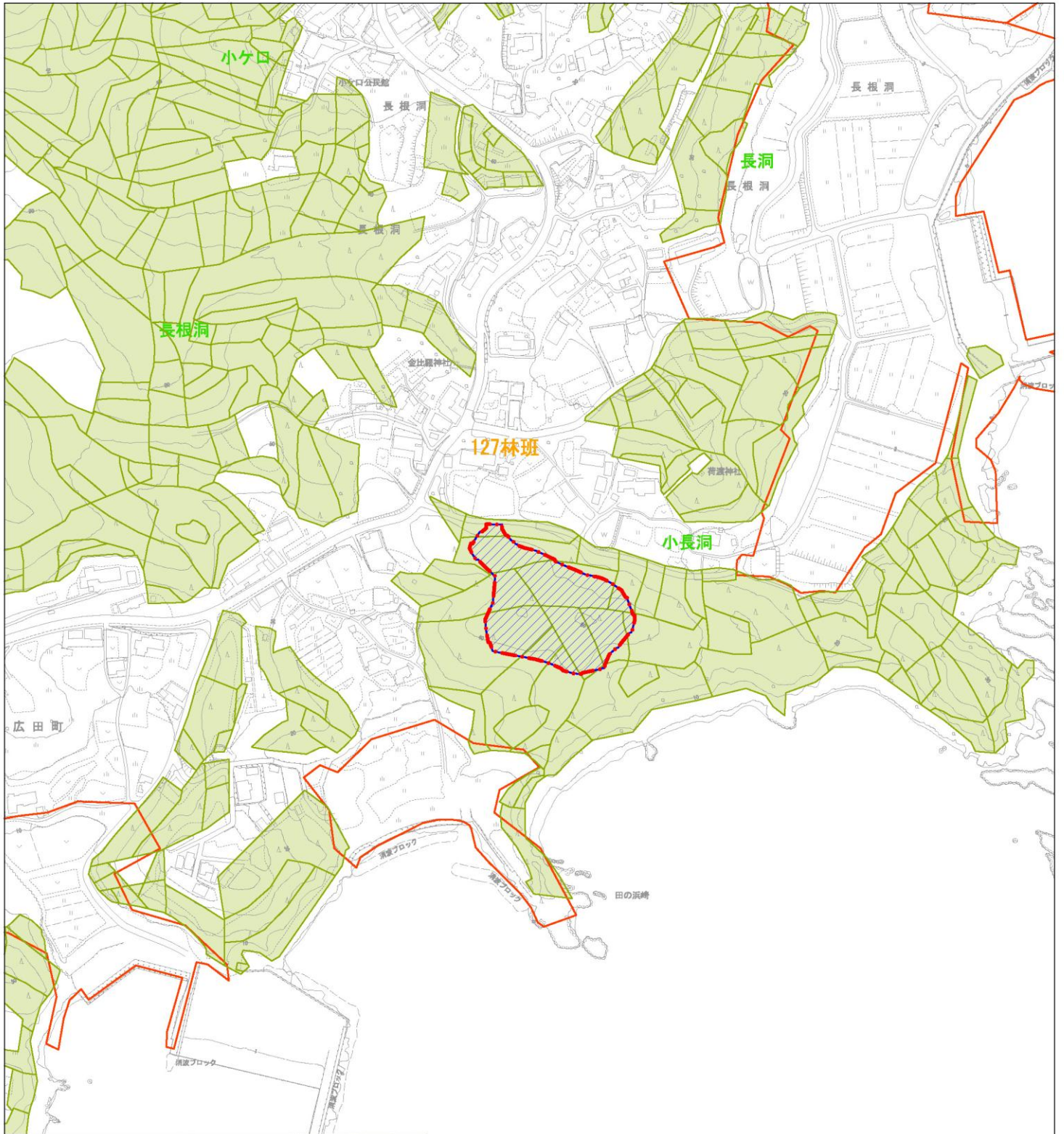
区分	変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総数	102,434 ha	<u>102,430 ha</u>	
市町村別内訳	大船渡市	24,696	
	陸前高田市	17,066	<u>17,062</u> △3.96 ha
	住田町	22,648	22,648
	釜石市	29,226	29,226
	大槌町	8,798	8,798

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

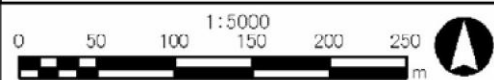
「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

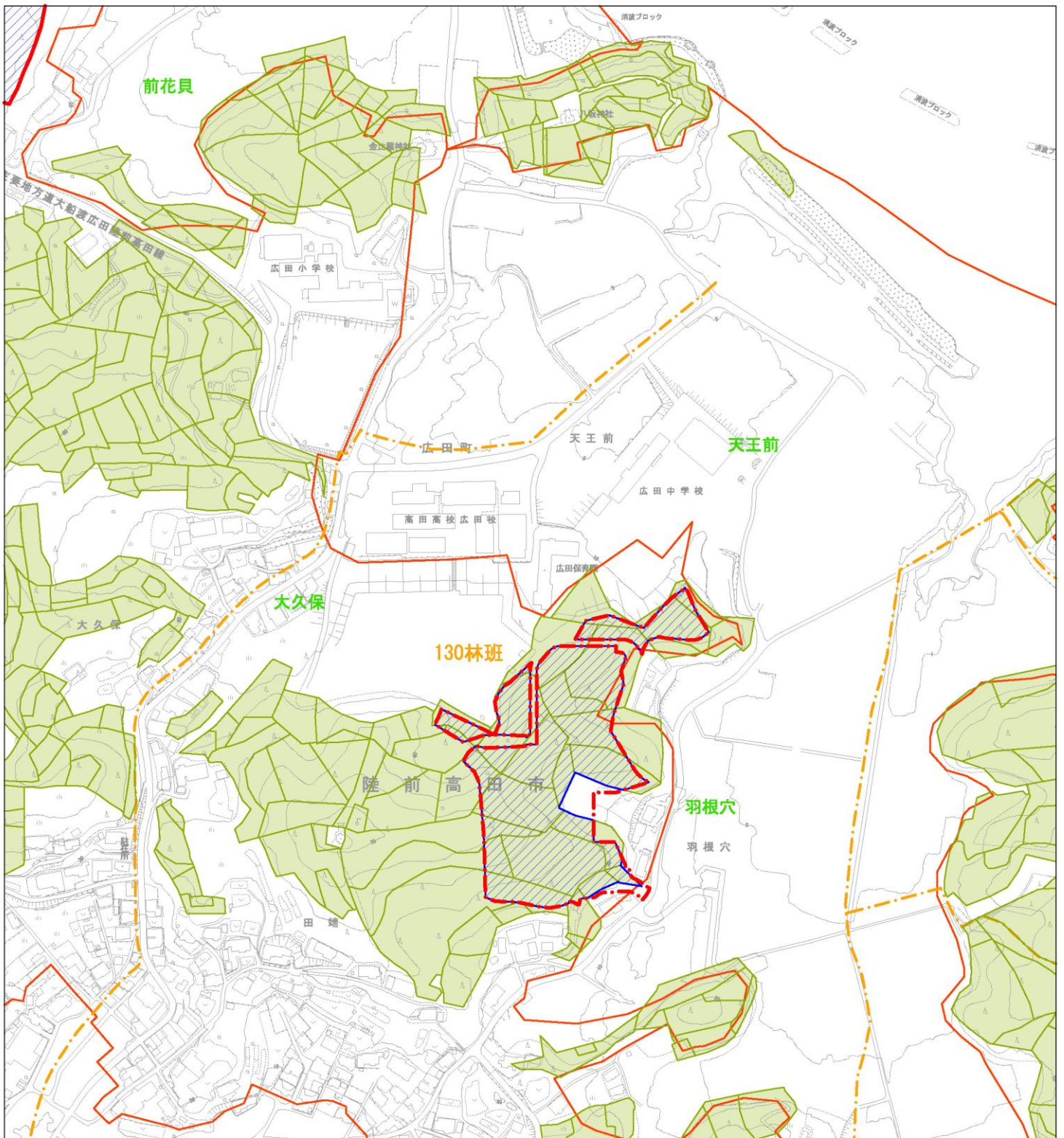


様式5 添付資料
集団移転促進事業(広田地区)

- 凡例
- 浸水区域
 - 事業区域
 - 林班界
 - 地域森林計画対象民有林
 - 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界
- 筆界

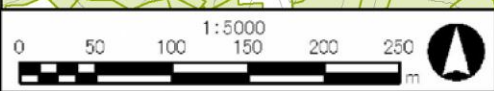




様式5 添付資料
集団移転促進事業(広田地区)

- 凡例
- 浸水区域
 - 事業区域
 - 林班界
 - 地域森林計画対象民有林
 - 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界
- 筆界



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
陸前高田 市	広田町	字小長 洞	84 他	名称： <u>集団移転促進事業</u> (<u>広田地区</u>) 種類： <u>集団移転促進事業</u>	3.96ha	<u>事業区域 4.10ha</u> <u>うち対象森林 3.96ha</u> <u>開発行為 3.96ha</u> <u>残置森林 0.00ha</u> <u>※面積はCAD計測値</u>

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

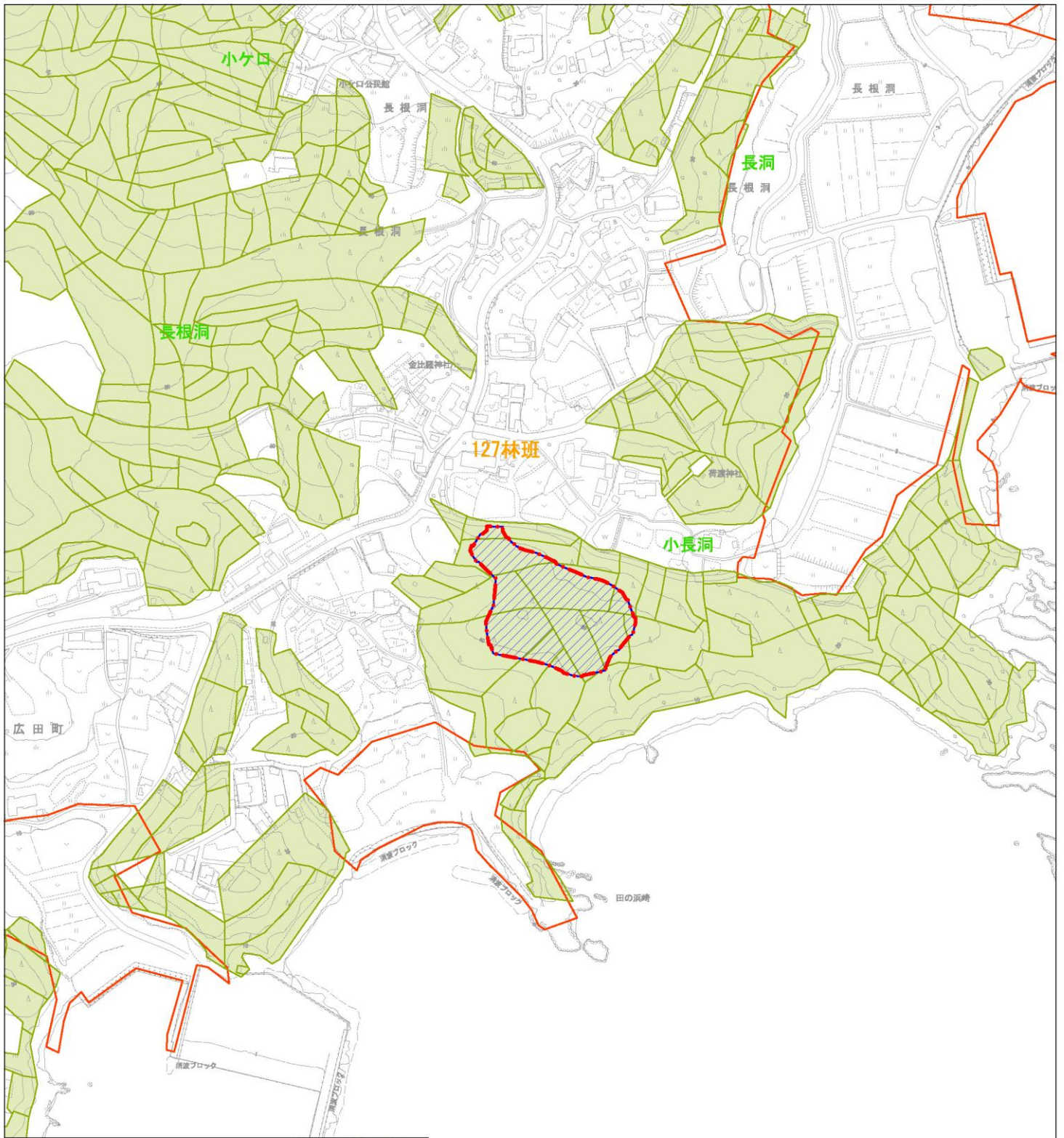
注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面



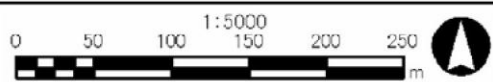
様式5-2 添付資料
集団移転促進事業(広田地区)

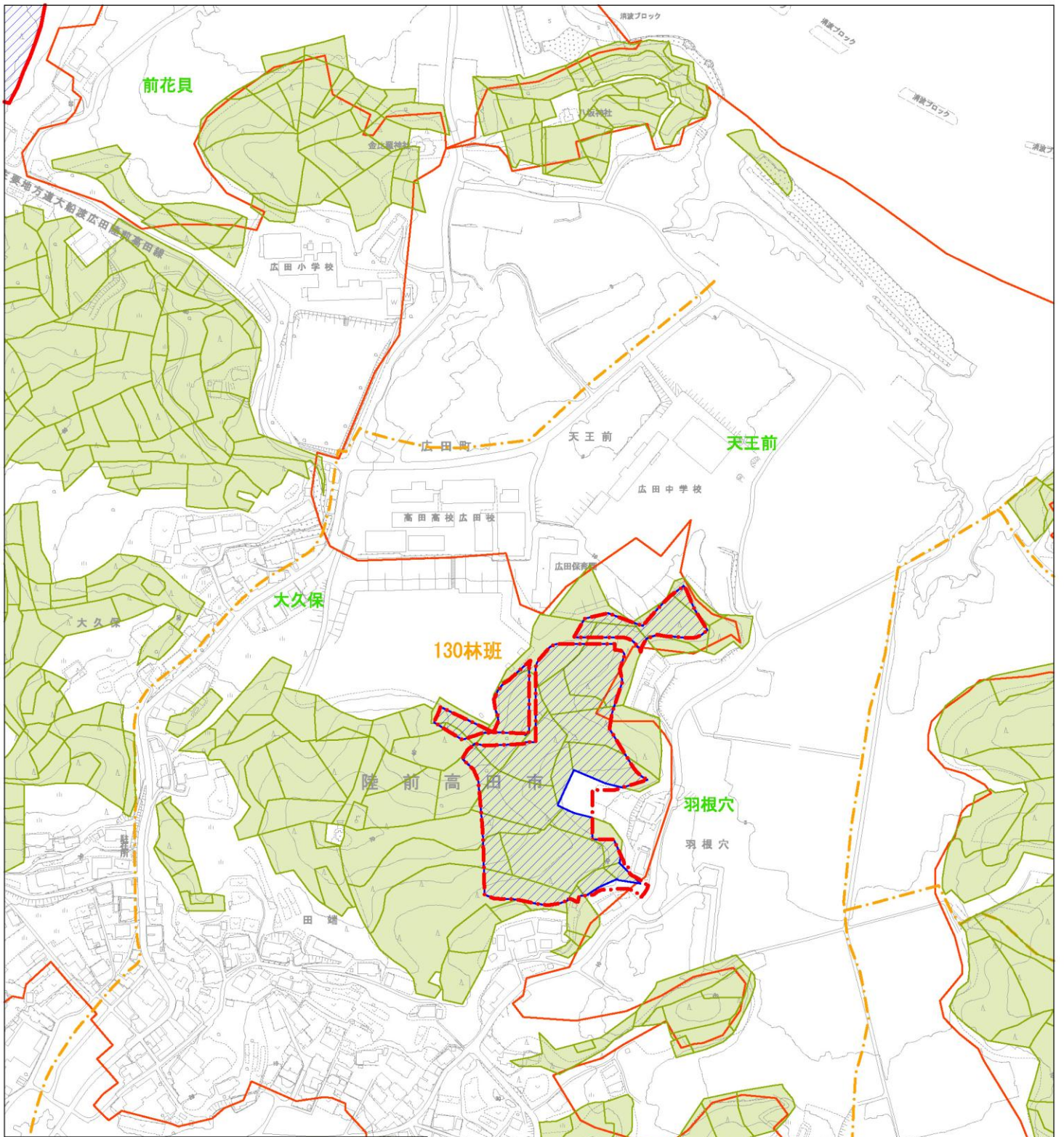
凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界
- 筆界

大 野 湾



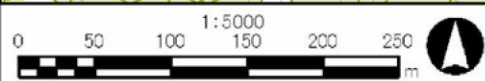


様式5-2 添付資料
集団移転促進事業(広田地区)

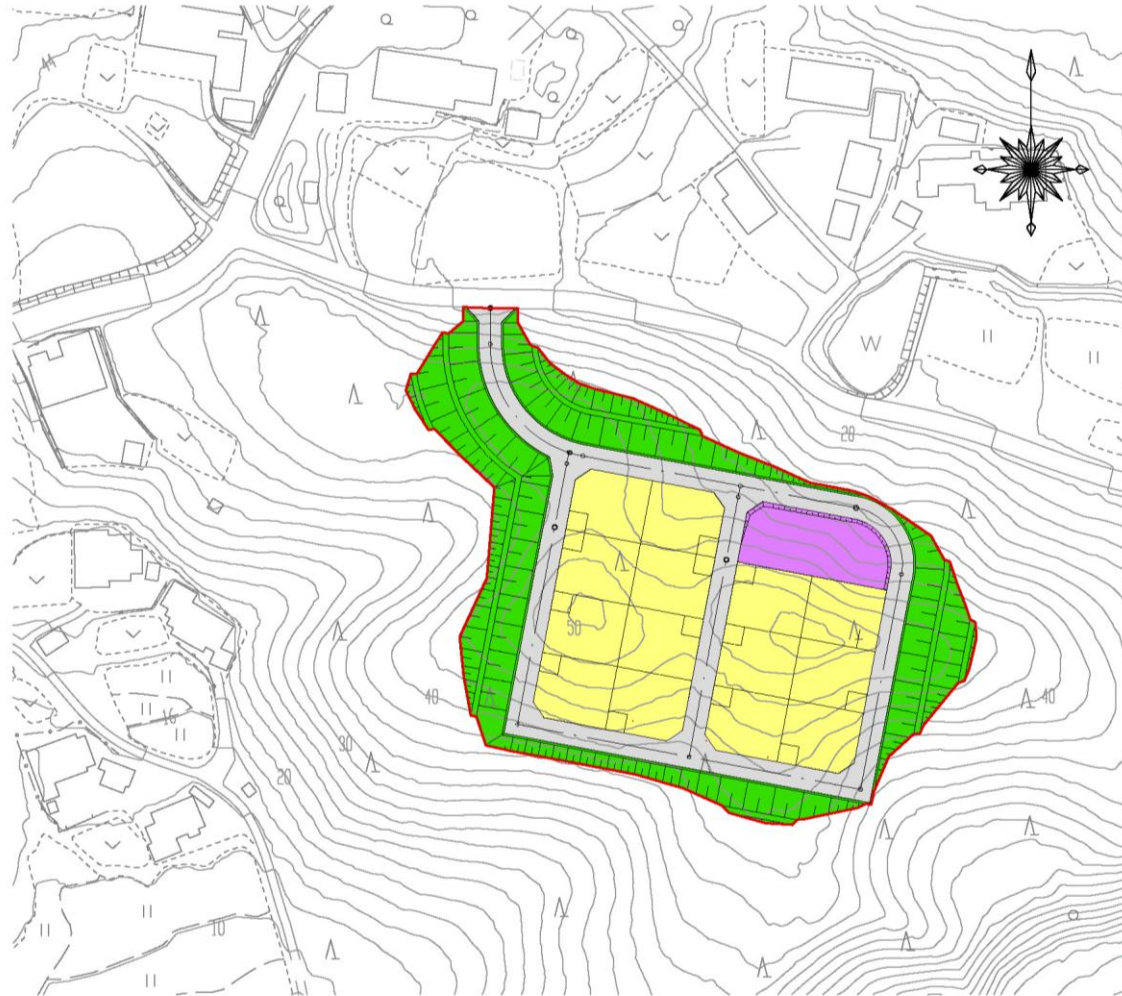
凡例

- 浸水区域
- 事業区域
- 林班界
- 地域森林計画対象民有林
- 地域森林計画の対象外とする区域

- 地区界
- 字界
- 筆界

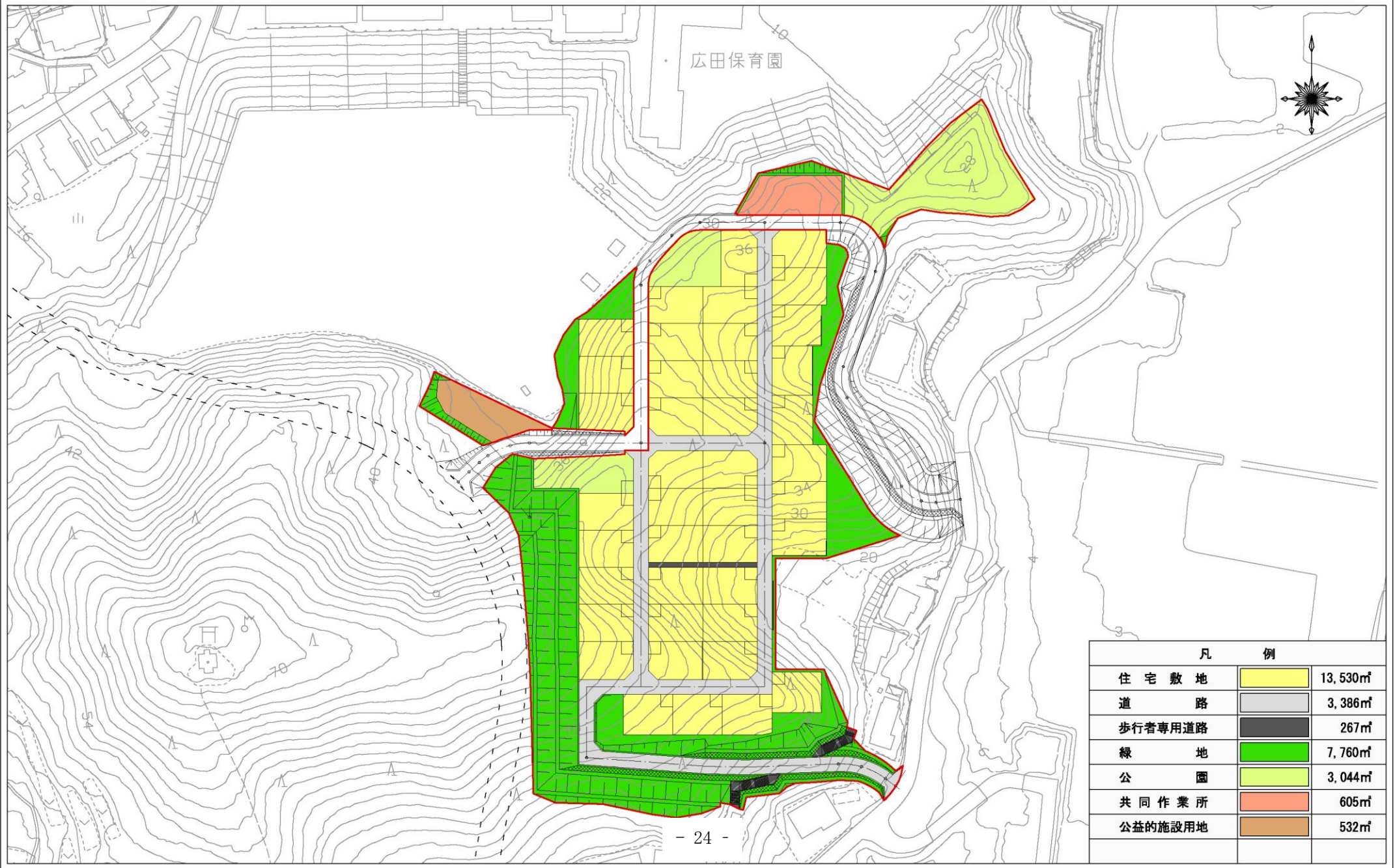


土地利用計画図（長洞地区）



凡 例	
住宅敷地	4,620㎡
道路	2,663㎡
緑地	4,006㎡
集会施設用地	635㎡

土地利用計画図（田谷地区）



添付書類

3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

広田地区防災集団移転促進事業計画(第1回変更)の概要(平成25年2月 日国土交通大臣同意)

- (1) 事業区域 (当初) 大野地区、広田大野地区、六ヶ浦地区、久保地区
(変更) 大野地区、広田大野地区、六ヶ浦地区、久保地区、長洞地区、田谷地区、中沢地区
- (2) 移転促進区域 (当初) 5.5ha
(変更) 23.8ha
- (3) 移転対象戸数 (当初) 74戸
(変更) 260戸
- (4) 移転戸数 (当初) 45戸(うち広田大野地区25戸)
(変更) 109戸(うち長洞地区14戸、田谷地区41戸)
- (5) 事業費 (当初) 約1,363百万円
(変更) 約3,948百万円
- (6) 事業期間 平成24年度から27年度まで
- (7) 事業スケジュール

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
事業計画	→	必要に応じて、事業計画変更		
用地取得 移転跡地取得 移転先取得		→		
移転先 測量・設計 造成工事		→	→	→
住宅再建 利子相当額助成 移転費助成		造成が完了した土地から順次	住宅工事着手	→